令　和　6　年　度

貸与奨学金事業

〔募集要項〕

令和６年２月

(公財)日本教育公務員弘済会山形支部

Ⅰ　応募の手続き

Ⅰ－1　応募資格

文部科学省の所管に属する国公私立の大学院、大学、短期大学、高等専門学校の第４学年以上、専修学校専門課程、に在学又は入学手続きを完了している方で、申請年度の４月１日時点で30歳未満の方です。

Ⅰ－2　貸与期間と貸与金額

貸与金額は修業期間１年につき25万円以内とし最高100万円とします。(在学中の方は残存修学期間分の貸与となります。)

〈奨学金の貸与例〉

・高等専門学校　25万円×2年間＝50万円

・専修学校専門課程　25万円×2年間＝50万円

・短期大学　25万円×2年間＝50万円

・大学　25万円×4年間＝100万円

・大学院　25万円×2年間＝50万円

Ⅰ－3　奨学金の利息　無利子です。(奨学金の返還が滞りますと延滞金が発生します。)

Ⅰ－4　募集人員　55名程度（先着順ではありません）

Ⅰ－5　募集期間

令和６年２月１日（木）から令和６年４月５日（金）必着（当日消印有効）

(申請書類の不備等により期間内に届かない場合は受理できません。)

Ⅰ－6　申請時の提出書類

ア. 奨学生申請書（様式１）

イ. 貸与奨学生付属調査票（様式４）

ウ. 連帯保証人（父母等）の直近の収入証明書（源泉徴収票又は市町村発行の所得証明書等…コピー可)

Ⅰ－7　奨学生の採用決定

ア. (公財) 日本教育公務員弘済会山形支部（以下、山形支部）の選考委員会で選考の上、山形支部の幹事会（6月中旬開催予定）で決定いたします。

イ. 幹事会での決定後に採用決定通知を連帯保証人（父母等）に送付します。

Ⅱ　決定後の手続き

Ⅱ－１　貸与奨学金申込

決定通知及び貸与奨学金申込書類を連帯保証人（父母等）に送付します。

ア. 奨学金借用証書（様式５）

イ. 貸与奨学金誓約書（様式７）

Ⅱ－２　決定後の提出書類

ア. 奨学金借用証書（様式５）

イ. 貸与奨学金誓約書（様式７）

ウ. 在学証明書（原本）

エ. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（発行から３ヵ月以内の原本）

上記ア～エが整い次第、山形支部へご提出ください。

記入内容を確認の上、（公財）日本教育公務員弘済会（以下、本部）へ送付します。

Ⅱ－３　貸与奨学金の送金

ア. 申請書記載の金融機関口座へ本部から全額を一括で直接送金します。

イ. 送金は、Ⅱ－２の書類一式が本部に届いてから2週間以上かかりますのでご了承ください。

Ⅲ　奨学金の返還

Ⅲ－１　返還方法

ア. 貸与奨学金は学校卒業の年まで据え置きます。

イ. 返還は卒業した年の12月から開始です。以後、毎年12月末を納期限とする年賦返還です。

① 貸与金額が100万円の方に限り10年以内の年賦返還となります。

② 100万円以外の方は8年以内の年賦返還となります。

※返還開始後、返還納期限を過ぎた場合は延滞金が発生します。

Ⅲ－２　返還金の請求

ア. 返還が開始される年の２月に「預金口座振替依頼書・自動払込申込書」をお送りしますので手続きをお願いします。

イ. 返還が滞りますと延滞金が発生します。延滞金が発生した場合、返還金は延滞金から先に充当されます。

※返還金の払込が著しく困難となったときは、山形支部へその事情を詳しく申し出てご相談ください。

Ⅲ－３　特別返還請求

次のような事実があったときには直ちに貸与奨学金（延滞金がある場合はそれを含む）を返還しなければなりません。

①　貸与奨学金を目的以外に使用したとき。

②　いつわりの申請、その他不正の手段によって貸与を受けたとき。

③　取り決めた年賦返還の納期限を１年以上延滞したとき。

④　その他貸与奨学金規程に違反したとき。

Ⅳ　その他

Ⅳ－１　成果報告書の提出

卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な使途について「貸与奨学生成果報告書（様式 80)」（400 文字程度）を提出していただきます。

※「貸与奨学生成果報告書（様式 80)」は、返還が開始される年の２月に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」送付時に同封されます。

Ⅳ－２　次のような場合には必ずご連絡ください。

①　進学、編入学、留学、転学、休学、留年、または退学したとき。

②　奨学生または連帯保証人（父母等）の住所、氏名に変更があったとき。

③　奨学生または連帯保証人（父母等）が死亡したとき。

④　その他、奨学生または連帯保証人（父母等）に異動があったとき。

Ⅴ　問い合わせ・書類提出先

〒990-0023　山形市松波四丁目６－15

（公財）日本教育公務員弘済会山形支部　貸与奨学金係

TEL 023－622－7211